

平成20年 5 月 1 日開会

平成20年 5 月 1 日閉会

平 成 20 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (5月1日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	5
町長あいさつ	5
開会の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議事日程の報告	7
議長の辞任について	7
日程の追加	7
選挙第1号 議長の選挙	7
日程の追加	10
選挙第2号 副議長の選挙	10
日程の追加	15
選挙第3号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙	15
日程の追加	16
選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	16
町長あいさつ	17
閉会の宣告	17
署名議員	19

三宅町告示第58号

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会を
次のとおり、招集する

平成20年4月21日

三宅町長 森 田 忠

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 招集日時 | 平成20年5月 1日 木曜日 |
| | 午 前 10時00分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場 |

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

平成20年5月 1日木曜日
平成20年5月 1日木曜日
1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	5月 1日 木曜日	午前10時00分	臨時会開会

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 平成20年5月1日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

志 野 孝 光	廣 瀬 規矩次	坂 東 暹
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	植 村 正 宏
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 忠	副 町 長	米 田 農 彦
教 育 長	岩 井 利 祐	総 務 課 長	東 浦 一 人
健康福祉課長	吉 岡 秀 元	町民生活課長	中 川 章
産業建設課長	陰 山 尚 則	教育委員会事務局長	松 本 幹 彦
上下水道課長	西 岡 康 次	幼稚園園長	森 本 雅 子

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福 本 雅 至	モニター室係	岡 本 豊 彦
モニター室係	森 本 典 秀	モニター室係	赤 松 郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	坂 東 暹	4 番 議 員	松 田 睦 男
---------	-------	---------	---------

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

平成20年5月 1日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議長辞任について |
| 日程第4 | 選挙第1号 議長の選挙 |
| 日程第5 | 選挙第2号 副議長選挙 |
| 日程第6 | 選挙第3号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第7 | 選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙 |

平成20年5月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

平成20年5月 1日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議長辞任について |
| 日程第4 | 選挙第1号 議長の選挙 |
| 日程第5 | 選挙第2号 副議長選挙 |
| 日程第6 | 選挙第3号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第7 | 選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙 |

◎議長あいさつ

○議長（植村正宏君） 本日、平成20年5月三宅町議会第1回臨時議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

振り返りますれば、平成19年5月1日、皆さん方より議長に推挙していただき、この1年間議長を務めさせていただきましたことを、改めまして厚く御礼申し上げます。

議長就任のときにもごあいさつさせていただきましたが、議会の改革を第一に、開かれた議会を目指し頑張ってまいりました。一般質問では、平成19年6月議会4人、5月議会6人、12月議会5人、平成20年3月議会6人の議員が質問されました。

また、行政の課題であります財政改革につきましては、平成19年5月2日、私と副議長の池本久隆議員と2人で議長公用車の廃止を申し出、廃止されました。金額的には少ないと思いますが、少しではあります、財政改革に寄与できたと思っております。議員各位におかれましては、議長公用車廃止で痛みをこうむっていただいたかはしれませんが、この1年間公用車がなくても全然不自由はありませんでしたことをご報告申し上げます。

平成19年6月議会の指定ごみ袋の有料については、住民の人たちに金銭的負担をしていただくことが財政改革でないと思っております。徹底的に無駄をなくし、一部の団体また一部の組織に偏った補助金、助成金、委託金などを全部見直し、すべて住民の人たちに公平、公正に財政運営が行われているかの方が、問題ではないかと思っています。

また、議員各位のご協力で三宅町議会便りの復刊ができましたことも、深く感謝いたしております。

町内的には議長としていろいろな会議、総会などに出席させていただき、貴重な体験をさせていただきましたことを心から御礼申し上げまして、議長辞任のあいさつといたします。町民の皆さん、議員の皆さん、また森田町長初め職員の皆さん、本当にありがとうございました。議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍くださることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうありがとうございました。

◎町長あいさつ

○議長（植村正宏君） 開会に先立ちまして、森田町長よりあいさつをいただきます。

森田町長。

○町長（森田 忠君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年三宅町議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

平成20年度は、早くも1カ月が経過いたしました。この短い間にも道路特定財源暫定税率の延長をめぐりさまざまな論議がなされ、結果、税制安定のため、先日、衆議院での再議決に至りました。また4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、おかげさまで三宅町では保険証の送付、年金からの保険料天引き等において大きな混乱はなく、窓口や電話での対応に努めながら事務を進めているところでございます。

このような状況の中で、私の残りの任期もあと残すところ3カ月を切ることとなりましたが、変わることなく、精いっぱい町政に取り組んでいるところでございます。

さて、本臨時議会は議長の辞任によります役職の選出であり、円滑な議事運営をいただきますよう切にお願いを願うところでございます。

最後になりましたが、改めまして町民並びに議員各位の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（植村正宏君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成20年5月三宅町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村正宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、坂東 暹君及び4番議員、松田睦男君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村正宏君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村正宏君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日間と決定しました。

◎議事日程の報告

○議長（植村正宏君） 本日の議事日程はお手元に配付しましたとおりであります。

それでは、私は退席しますので、よろしくお願いいたします。

◎議長の辞任について

○副議長（池本久隆君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長が退席されましたので、副議長の池本が審議を進めます。

日程第３、議長の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

植村正宏君の議長辞任届の朗読を省略し、議長の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、植村正宏君の議長辞任を許可することに決定いたしました。

それでは、植村正宏君に自席に着席をしていただきますので、しばらくお待ちをお願いします。

◎日程の追加

○副議長（池本久隆君） お諮りいたします。

ただいま議長が辞任されましたので、この際、追加議案として議長選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

◎選挙第１号 議長の選挙

○副議長（池本久隆君） 日程第４、選挙第１号 議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしますか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（池本久隆君） ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（池本久隆君） ただいまより投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番議員、志野孝光議員及び2番、廣瀬規矩次議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○副議長（池本久隆君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池本久隆君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○副議長（池本久隆君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○副議長（池本久隆君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池本久隆君） 全員入れてくれはりましたな。投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

志野孝光君及び廣瀬規矩次君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（池本久隆君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数、10票。有効投票10票、無効投票0です。有効投票のうち、池本久隆君5票、梅本勝久君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、池本久隆君、梅本勝久君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合は、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

池本久隆君及び梅本勝久君が議場におられますので、くじ引きをしていただきます。

くじ引きは2回引きます。1回目は、くじ引きを引く順序を決めるためのもので予備くじです。2回目は、この順序によってくじ引きを引き、当選人を決定するためのもので、本くじです。くじは抽せん器で行います。

志野孝光君及び廣瀬規矩次君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。番号の1番を引いた方を上位とします。池本久隆君、梅本勝久君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(池本久隆君) くじを引く順序が決定いたしましたので報告いたします。

まず、初めに梅本勝久君、次に池本久隆君。

以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。なお、くじ番号の1番を引いた方を当選人といたします。

梅本勝久君、池本久隆君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(池本久隆君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、池本久隆君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(池本久隆君) ただいま議長に当選させていただきましたので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

池本久隆より議長当選の承諾並びに就任の就任のあいさつをさせていただきます。

○議長(池本久隆君) このたび、三宅町の議会議員の議長に就任させていただきましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

本当に重責であり、今後もこれにこだわらず、お互いに議員同士仲よく進めていきたいと思っておりますので、ひとつ今後ともご協力のほどよろしく願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。10分間の休憩をとります。

(午前10時25分)

○議長（池本久隆君） ただいまより再開いたします。

(午前10時35分)

◎日程の追加

○議長（池本久隆君） ただいま行いました議長選挙により、副議長の池本久隆が議長に当選させていただきました。よって、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、追加議案として、副議長選挙を日程に追加し議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（池本久隆君） 日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしますか。

はい。

○4番（松田睦男君） 議長が選任されましたので、この議会を円滑にするためにも議長が副議長を指名して、そしてやっていただくことが今後の議会運営上一番大切ではなかろうかというふうに思いますので、私はそのようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい。

○7番（辰巳勝秀君） 副議長も同じように選挙でお願いします。

○議長（池本久隆君） ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○議長（池本久隆君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番議員、松田睦男議員及び7番議員、辰巳勝秀君を指名いたします。

投票用紙をお配りお願いします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（池本久隆君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池本久隆君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長（池本久隆君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（池本久隆君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池本久隆君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松田睦男君、辰巳勝秀君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（池本久隆君） はい。

○9番（植村正宏君） 何か知らんが、投票用紙に名前に丸を打ってあるような話なんですけれども、それは普通、一般の投票に印をしたら無効になると聞いていますんですけれども、確認とっていただけませんか。

○議長（池本久隆君） 暫時休憩します。

(午前10時44分)

○議長（池本久隆君） 大変長らくお待たせいたしました。これより再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（池本久隆君） はい。

○5番（池田年夫君） 投票用紙を見せていただきたい。いかがですか。ちょっと諮ってください。

○議長（池本久隆君） はい。

○7番（辰巳勝秀君） これだけ時間かかって立会人さしてもらってな、何のための立ち会いかわからへん。そうですやろ。一々議員さんの意見を聞いていたら。ちゃんと判断してください。

○議長（池本久隆君） はい。

○4番（松田睦男君） 立会人の一人として、ちょっと言っておきたいことがあります。

我々議員10名は、地域の住民から選任された議員だけでございます。今回の副議長の投票を見ますと、漢字の間違い等あります。それであれば平仮名も片仮名もありますし、やはりきっちりと人の名前は書くべきではないかと。読めることは読めるが字が違うということは、議員としての品格と言いますか、そういうものを疑いたくなります。

よって、これから出されるときには、今後のために、もし漢字に自信のない議員は、平仮名で書くとか片仮名で書くとか、そういうことできっちりと投票していただきたい。立会人として申し添えておきます。

以上です。

○議長（池本久隆君） わかりました。

それでは、再開いたします。公職選挙法第68条第1項第8号、不用意に丸をしたものと解し、有効無効の両方の判例がありますが、選挙長である議長の私が決定いたします。よって、これを有効といたします。

選挙の投票結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0です。有効投票のうち、池田年夫君5票、坂東 暉君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり……

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） はい。

○5番（池田年夫君） 今、僕と坂東議員がそれぞれ5票ということなんですけれども、その中に先ほども松田議員の方から指摘された字が間違っているということを指摘されたので、同僚議員の名前を間違えるということ自身が問題があると思うんですよ。だからそれについては無効ということで見ることがあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それじゃ、同じ10名の議員の中で間違えた字を書いて、それが正当と見られるのであれば、そういう規則とかについても十分見ていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、公職選挙法だとかを見て、字が間違っているでもいいのかどうか、わずか10名の中でそういう字を間違えて投票して有効ということにされるのかどうか、もう一回調べてほしいんですが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） はい。

○1番（志野孝光君） 1番、志野。ただいま池田議員おっしゃられた内容を大変よく理解した上で、人間だれしも、やはりうっかりあ、間違えたというような場面も多々あると思います。一般の選挙も同じですが、投票記入する区画には当然消しゴムもございません。我々は新しい紙をもらうこともできません。一般の選挙で言いますと、二重線を引いたり、また、くちゅくちゅっと黒でつぶして書き直すなり、そういう方法で本来の正しい字を書かんとだめなわけでございます。当然池田議員おっしゃられたように、10名の議員の名前を間違えるというのは確かによくないことかもしれませんが、やはり間違いというのはだれしもございますので、議長の判断のとおり有効とみなしてはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） はい。

○4番（松田睦男君） 私、さっき申し上げましたように、一般の住民が我々を選ぶのと、この議員が議員を選ぶのは全然重みが違うと思うんですね。だから私はさっきも言いましたように、漢字に自信のない方は平仮名も片仮名もあるんだから、そういう配慮をする必要があると。だから人間だれしも間違いがあると、しかし、この議会でそういう間違いを犯してはならないというのが私の意見です。

（何事か言う人あり）

○議長（池本久隆君） いろんな意見は時間の関係で、私の判断としては意図的ではないと判断して、一応認めました。

有効投票のうち、池田年夫君5票、坂東 暹君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は3票であり、池田年夫君、坂東 暹君の得票数はいずれもこれを
超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し
て、くじで当選人を決定することになっています。

池田年夫君及び坂東 暹君が議場におられますので、くじ引きをしていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるもののための予備でございます。
2回目は、この順序によってくじ引きを引き、当選人を決定するためのもので、本くじです。
くじは抽せん器で行います。

松田睦男君及び辰巳勝秀君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。番号の1番を引いた方を上位といたしま
す。池田年夫君、坂東 暹君、くじ引きをしてください。

(くじを引く)

○議長(池本久隆君) くじを引く順序が決定いたしましたので報告いたします。

まず、初めに坂東 暹君、次に池田年夫君。

以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。なお、くじ番号の1番を引い
た方を当選人といたします。

(くじを引く)

○議長(池本久隆君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、坂東 暹君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(池本久隆君) ただいま副議長に当選されました坂東 暹君が議場におられます。会
議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。どうぞあいさつを。

○副議長(坂東 暹君) ただいま議員各位のご推挙によりまして、副議長の大役を仰せつか
りました。身の引き締まる思いでございます。何せ議員経験の浅い私でございますけれども、

これから後、議長を補佐し、議会の革新、三宅町発展のために一生懸命努力してまいりたい
と思います。議員各位の格別なるご指導、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、ごあいさつとかえさせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池本久隆君） それでは、暫時休憩いたします。10分間の休憩。

（午前11時24分）

○議長（池本久隆君） それでは、ただいまより再開いたします。

（午前11時36分）

◎日程の追加

○議長（池本久隆君） 議長、副議長選挙により山辺広域行政事務組合議会議員に欠員が生じたため、山辺広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

◎選挙第3号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

山辺広域行政事務組合議会議員に坂東 暉君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました坂東 暹君を山辺広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました坂東 暹君が山辺広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました坂東 暹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎日程の追加

○議長(池本久隆君) 議長、副議長選挙により川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の欠員が生じたため、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員選挙についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) 異議なしと認めます。

◎選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長(池本久隆君) お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

式下中学校組合議会議員に坂東 暹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました坂東 暹君を式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました坂東 暹君が式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました坂東 暹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎町長あいさつ

○議長(池本久隆君) 以上で、今期臨時会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

森田町長。

○町長(森田 忠君) 三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本議会で議長に池本議員が、副議長に坂東議員が当選されました。

ここに衷心よりお祝いとお喜びを申し上げますとともに、厳しい行財政下の三宅町の発展のために、円滑な議会運営に当たっていただきますよう心から念願するものであります。

地方公共団体を取り巻く状況は、依然として厳しいものがありますが、私を含め職員一丸となり、課題解決に向け知恵と工夫をもって努力しております中、どうか議員の皆様におかれましても格段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(池本久隆君) これをもって第1回臨時会は閉会いたします。

本日はありがとうございました。

(午前11時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員